

【社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）の一部改正】

＜内容＞

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、児童自立生活援助事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。